

お客さま体感品質モニタリング・スマート 利用規約 【現改比較表】 2024年3月1日現在

～2024年3月31日	2024年4月1日～
第1章～第4章（略） 第5条 定義 本規約において用いる用語の意味は次の各号に定めるとおりです。 「本サービス」とは、エージェント（第5条（8）で定める）を契約者所有のPCにインストールし、契約者所有のPCからターゲット（第5条（7）で定める）に対してネットワーク品質モニタリングを行い、その結果をダッシュボードにアップロードし、それを契約者が当該サイトにて参照するものです。本サービスは以下によって構成されるものとします。 ① ネットワーク品質モニタリング ⑨(1)第21条で定めるものをいいます。 ② ダッシュボード 0で定めた内容を契約者が確認するサイトをいいます。 ③ 問い合わせ対応 第7章第26条および第7章第27条で定めるものをいいます。	第1章～第4章（略） 第5条 定義 本規約において用いる用語の意味は次の各号に定めるとおりです。 (1) 「本サービス」とは、エージェント（第5条（9）で定める）を契約者所有のPCにインストールし、契約者所有のPCからターゲット（第5条（8）で定める）に対してネットワーク品質モニタリングを行い、その結果をダッシュボードにアップロードし、それを契約者が当該サイトにて参照するものです。本サービスは以下によって構成されるものとします。 ① ネットワーク品質モニタリング ⑨(1)第21条で定めるものをいいます。 ② ダッシュボード 0で定めた内容を契約者が確認するサイトをいいます。 ③ 問い合わせ対応 第7章第27条および第7章第28条で定めるものをいいます。
新規追加	(2)提携事業者とは、次の各号に該当する者をいいます。 ① 本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者（以下、「再委託先」といいます。） ② 本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者

(2) ICT ビジネスモール (https://bizmall.ntt.com/service) とは、当社が指定する本サービスの申込サイトを指します。	(3) 「弊社 E C サイト」 とは、当社が指定する本サービスの申込サイトを指します。
(3) 「ご契約番号」とは、契約者が申し込み時に ICT ビジネスモールで指定した PC 一台ごとに付与される番号であり、ご契約番号ごとに、当社からの請求や、契約者からの問い合わせを行うものとしします。ご契約番号は当社から契約者に通知されます。	(4) 「ご契約番号」とは、契約者が申し込んだエージェントごとに付与される番号であり、ご契約番号ごとに、当社からの請求や、契約者からの問い合わせを行うものとしします。ご契約番号は当社から契約者に通知されます。
(4) 「インストール PC 識別用情報」とは、第 5 条 (8) に定めるモニタリング装置を識別するための情報をいいます。インストール PC 識別情報は、契約者が申し込み時に指定した PC 一台ごとに、全角半角問わず 15 文字以内で付与できるものとしします。	(5) インストール PC 識別用情報」とは、第 5 条 (9) に定めるエージェントを識別するための情報をいいます。インストール PC 識別情報は、契約者が申し込み時に指定した PC 一台ごとに、全角半角問わず 15 文字以内で付与できるものとしします。
(5)～(7) (略)	(6)～(8) (略)
(8) 「モニタリング装置」とは、第 1 章第 1 条 2(1)に定める、申込者が指定した契約者が契約者の責任において用意する PC のうち、当社が承諾し本契約の対象となった PC であり、第 21 条 (2) に定めるものをいいます。モニタリング装置は、インターネットに接続ができる必要があります。	(9) 「エージェント」とは、当社が提供するソフトウェアであり、契約者はエージェントを契約者所有の PC にインストールし、ネットワーク品質モニタリングに利用するものとします。
(9)～(12) (略)	(10)～(13) (略)
第 6 条 申込と承諾 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社が指定する ICT ビジネスモール (以下「ICT ビジネスモール」といいます。) 経由で申し込む、もしくは当社の営業担当を通して申し込むものとしします。(以下、本サービスへ申し込む者およびサービスを利用する予定の者を「申込者」といいます)。	第 6 条 申込と承諾 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社が指定する 弊社 E C サイト 経由で申し込む、もしくは当社の営業担当を通して申し込むものとしします。(以下、本サービスへ申し込む者およびサービスを利用する予定の者を「申込者」といいます)。

2 申し込み時に、申込者は ICT ビジネスモールに以下の情報を記入する必要があります。

お客様情報

- ① 法人マイナンバー
- ② 契約者名
- ③ 契約者住所
- ④ 申込に関する連絡先

請求書送付先情報

- ① 送付先名
- ② 請求書送付先
- ③ 請求に関する連絡先

サービス利用者情報

- ① サービスご利用開始希望日
- ② 設置場所（日本国内のみ）
- ③ インストール PC 識別用情報（全角半角問わず 15 文字以内）
- ④ ソフトウェアインストール用 PC 所有者のお名前
- ⑤ ソフトウェアインストール用 PC 所有者のメールアドレス
- ⑥ ソフトウェアインストール用 PC 所有者の電話番号
- ⑦ ビジネスポータル登録情報の設定
- ⑧ ポータル契約者：ビジネスポータル（カスタマポータル個人情報保護）規約への同意

2 申し込み時に、申込者は弊社 E C サイトもしくは当社の営業担当の指示に従い、申込に必要な情報を記入する必要があります。

⑨ <u>ポータル利用者：ビジネスポータル（カスタマポータル個人情報保護）規約への同意</u> <u>開通案内用パスワードの設定</u>	
---	--

第 6 条 以下～第 7 条 （略）	第 6 条 以下～第 7 条 （略）
第 8 条 利用開始 本サービスのご利用開始日は、契約者が本サービスの申込時に ICT ビジネスモールで指定する「サービスご利用開始希望日」とします。ただし、「サービスご利用開始希望日」が申し込み日から 3 営業日未満の場合は 3 営業日目を本サービスのご利用開始日とします。（以下、本項に定める本サービスのご利用開始日を「サービスご利用開始日」といいます。）	第 8 条 利用開始 本サービスのご利用開始日は、契約者が本サービスの申込時に指定する「サービスご利用開始希望日」とします。ただし、「サービスご利用開始希望日」が申し込み日から 3 営業日未満の場合は 3 営業日目を本サービスのご利用開始日とします。（以下、本項に定める本サービスのご利用開始日を「サービスご利用開始日」といいます。）
第 9 条 開通案内 当社は開通案内により、下記を通知します。本開通案内は ICT ビジネスモールもしくは営業経由で申し込みを行った契約者のメールアドレス宛に、サービスご利用開始日に当社から送付されます。 ご利用サービス名 (1) 申込日 (2) ご利用開始日 (3) ご注文内容（「新規申し込み」のみ） (4) 契約社名 (5) ご契約番号 (6) ログイン ID（メールアドレス） (7) インストール PC 識別用情報 (8) ご利用場所 (9) お客さま体感品質モニタリングライトに関するポータルご案内	第 9 条 開通案内 当社は開通案内により、下記を通知します。本開通案内は弊社 E C サイトもしくは営業経由で申し込みを行った契約者のメールアドレス宛に、サービスご利用開始日に当社から送付されます。 (1) 申込日 (2) ご利用開始日 (3) ご注文内容（「新規申し込み」のみ） (4) 契約社名 (5) ご契約番号 (6) ログイン ID（メールアドレス） (7) インストール PC 識別用情報 (8) ご利用場所 (9) お客さま体感品質モニタリングライトに関するポータルご案内
第 10 条～第 13 条 （略）	第 10 条～第 13 条 （略）

第 14 条 本サービスご利用開始日より前の契約者による本契約のキャンセル <u>ICT ビジネスモールで契約者が申込みボタンを押下した</u>ときから<u>サービスご利用開始日</u>までの間、契約者の都合による本契約の変更およびキャンセルは受け付けません。<u>サービスご利用開始後に、解約および再度新規での申込み手続きが必要となります。</u>	第 14 条 本サービスご利用開始日より前の契約者による本契約のキャンセル <u>契約者が申込をした</u>ときから<u>弊社がその申込を承諾する</u>までの間、契約者の都合による申込の撤回および申込内容の変更は受け付けません。
第 15 条 本サービスご利用開始日以後の契約者による本契約の解約 契約者が本サービスの解約を申し出る場合、ビジネスポータルより申請するものとします。本サービスの解約日は、申し込みがあった月の最終日となります。解約にあたり、契約者は予め次の各号を承諾するものとします。 解約に伴い、契約者所有の PC にインストール済みの<u>モニタリング用ソフトウェア</u>は、契約者が契約者の責任においてアンインストールするものとします。	第 15 条 本サービスご利用開始日以後の契約者による本契約の解約 契約者が本サービスの解約を申し出る場合、ビジネスポータルより申請するものとします。本サービスの解約日は、申し込みがあった月の最終日となります。解約にあたり、契約者は予め次の各号を承諾するものとします。 解約に伴い、契約者所有の PC にインストール済みの<u>エージェント</u>は、契約者が契約者の責任においてアンインストールするものとします。
第 16 条 当社が行う本契約の解約 当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。	第 16 条 当社が行う本契約の解約 当社は次の<u>各号</u>いずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。
第 16 条 第 1 項～第 2 項（略）	第 16 条 第 1 項～第 2 項（略）
<u>新規追加</u>	<u>3 当社は、第 3 章第 18 条の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約を一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。</u>

第 17 条 利用中止 当社は次の場合には本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。	第 17 条 利用中止 当社は次の場合には本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。
第 17 条 第 1 項(1)～(5) (略)	第 17 条 第 1 項(1)～(5) (略)
<u>新規追加</u>	<u>(6)提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となったとき。</u>
第 18 条 (略)	第 18 条 (略)
第 19 条 料金 本サービスの料金は、<u>当社が指定する ICT ビジネスモールに記載の</u>定めるところによります。	第 19 条 料金 本サービスの料金は、<u>料金表の</u>定めるところによります。
第 20 条 請求および支払い 当社から契約者に対する請求および支払いは次の各号の通り行い、契約者は予め承諾するものとします。 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の<u>翌月</u>初日から起算して、契約の解約日を含む料金月の末日までの期間について、<u>料金</u>の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1 の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。	第 20 条 請求および支払い 当社から契約者に対する請求および支払いは次の各号の通り行い、契約者は予め承諾するものとします。 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解約日を含む料金月の末日までの期間について、<u>基本料金</u>の支払を要します。<u>ただし、料金表に定める場合に限り、</u>本サービスの提供を開始した日を含む料金月の<u>基本料金は請求しません。</u>
<u>(2)「お客さま番号」ごとの課金および請求とします。</u>	<u>削除</u>
<u>(3) 請求料金は基本料金および工事費の合算で成り、料金月単位で計算を行います。日割り計算は行いません。</u>	<u>削除</u>

<u>新規追加</u>	<u>2 契約者は、料金表に規定する工事費の支払を要します。ただし、以下の各号に定める場合はこの限りではありません。</u> <u>(1) 工事の着手前に契約の解約、工事の請求の取消しがあった場合。この場合、既にその工事費が支払われている場合は、当社はこれを返還します。ただし、工事の着手後完了前に契約の解約があった場合は、本規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解約等があったときまでに着手した工事の部分についてそれに要した費用の支払を要します。</u>
<u>新規追加</u>	<u>3 料金表に定める場合、</u> <u>本規約により支払いを要するものと定められている料金等の額は、料金表（Web に定める料金表を含みます。）に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。</u>
第 20 条 (4)～(7) (略)	第 20 条 4～8 項 (略)
<u>新規追加</u>	<u>第 21 条 延滞利息</u> <u>当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。</u>
第21条 ネットワーク品質モニタリングの提供内容 ネットワーク品質モニタリングの提供内容は以下に示す通りとします。	第22条 ネットワーク品質モニタリングの提供内容 ネットワーク品質モニタリングの提供内容は以下に示す通りとします。
第 21 条 (1)～(5) (略)	<u>第 22 条 (1)～(5) (略)</u>
(6)<u>モニタリング装置と当該装置のモニタリングデータ</u>は、お客様法人格単位で表示されます。	(6) <u>エージェントと当該エージェントが調査・収集したデータ（以下、データ）</u> は、は、お客様法人格単位で表示されます。

第 22 条 （略）	第 23 条 （略）
第 23 条 事前承諾事項 契約者は次の各号について承諾の上、本サービスを利用するものとします。 (1) 本サービスでは、モニタリング装置からターゲットに対してセッションを張り、試験の通信を行い、またそのモニタリング結果をクラウド上のダッシュボードにアップロードするため、契約者のネットワーク内に一定量の通信が発生します。	第 24 条 事前承諾事項 契約者は次の各号について承諾の上、本サービスを利用するものとします。 (5) 本サービスでは、エージェントをインストールした契約者所有の PC からターゲットに対してセッションを張り、試験の通信を行い、またそのモニタリング結果をクラウド上のダッシュボードにアップロードするため、契約者のネットワーク内に一定量の通信が発生します。

(2) <u>モニタリングデータ</u>を収集する際、およびモニタリング結果をクラウド上のダッシュボードにアップロードする際、契約者の環境（Proxy Server、Fire Wall 等を含めた契約者の IT 環境）に起因する、あるいはエージェントやダッシュボードのメンテナンス・故障等の事象により、正常に結果を反映できない場合があります。	(2) データを収集する際、およびデータをクラウド上のダッシュボードにアップロードする際、契約者の環境（Proxy Server、Fire Wall 等を含めた契約者の IT 環境）に起因する、あるいはエージェントやダッシュボードのメンテナンス・故障等の事象により、正常に結果を反映できない場合があります。
(3) 当社は、<u>データが欠落した場合、データが漏洩した場合</u>または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失によるものである場合は本号の規定は適用しないものとします。	(3) 当社は、<u>データが欠落した場合、漏洩した</u>、場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失によるものである場合は本号の規定は適用しないものとします。
(4) 契約者は、当社が<u>モニタリング用ソフトウェアにより収集するデータ</u>を本サービスの提供および契約者のネットワークシステム改善検討・提案のために使用することを承諾し、承諾することにつき正当な権限を有していること、および当該データ、とりわけ個人情報に関して適用される法律を遵守していることを保証します。	(4) 契約者は、当社が<u>データ</u>を本サービスの提供および契約者のネットワークシステム改善検討・提案のために使用することを承諾し、承諾することにつき正当な権限を有していること、および当該データ、とりわけ個人情報に関して適用される法律を遵守していることを保証します。
第 24 条 ダッシュボードの提供内容 ダッシュボードの提供内容は以下に示すものとします。	第 25 条 ダッシュボードの提供内容 ダッシュボードの提供内容は以下に示すものとします。
第 24 条 (1) (略) (2) 調査結果の最大表示可能期間は 92 日とします。なお、ダッシュボードに表示<u>できる調査</u>データの間隔は、データ取得後 2 週間までは 1 分単位で表示可能ですが、その後経過日数に応じて表示できる間隔が伸びていきます（最長 30 分間隔の<u>平均データとして表示されます</u>）。表示可能期間を過ぎたデータは自動的に削除されます。	第 25 条 (1) (略) (2) データの最大表示可能期間は 92 日とします。なお、ダッシュボード上に表示されるデータの間隔は、データ取得後 2 週間までは 1 分単位で表示可能ですが、その後経過日数に応じて表示できる間隔が伸びていきます（最長 30 分間隔で<u>平均値されたデータプロットされます</u>）。表示可能期間を過ぎたデータは自動的に削除されます。
第 25 条 事前承諾事項 契約者は次の各号について、承諾の上本サービスを利用するものとします。	第 26 条 事前承諾事項 契約者は次の各号について、承諾の上本サービスを利用するものとします。

第 25 条 (1)～(3) (略)	第 25 条 (1)～(3) (略)
<u>新規追加</u>	<u>(4) 基盤の故障等により、ダッシュボードに保存されたデータが削除される可能性があり、 弊社はこの復旧について責任を負いません。</u>
第 26 条 (略)	第 27 条 (略)
第 27 条 契約者は次の各号について承諾の上、本サービスを利用するものとします。 (6) 以下の各号の問い合わせについては、当社は回答する義務を負わないものとします。 ① ダッシュボードに記載されたグラフの個別事象、およびモニタリング結果の品質に関する問い合わせ ② <u>モニタリングデータ</u>が取得できていないことに対する理由や対処方法に関する問い合わせ ③ 上記を始めとする、本サービスで規定している範囲外あるいは契約者の IT 環境に起因する事項に関する問い合わせ。	第 28 条 事前承諾事項 契約者は次の各号について承諾の上、本サービスを利用するものとします。 (1) 以下の各号の問い合わせについては、当社は回答する義務を負わないものとします。 ④ ダッシュボードに記載されたグラフの個別事象、およびモニタリング結果の品質に関する問い合わせ ⑤ <u>データを収集できていない、ダッシュボードにデータが保存</u>できていないことに対する理由や対処方法に関する問い合わせ ⑥ 上記を始めとする、本サービスで規定している範囲外あるいは契約者の IT 環境に起因する事項に関する問い合わせ。

第 28 条～第 31 条 （略）	第 29 条～第 32 条 （略）
第 32 条 契約者の義務 契約者は次のことを守っていただきます。	第 33 条 契約者の義務 契約者は次のことを守っていただきます。
第 32 条 (1)～(8) （略）	第 33 条 (1)～(8) （略）
新規追加	(9) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。 契約者は、本サービスにかかる ID およびパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。 当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。
新規追加	(10) 契約者が前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。
第 34 条～第 35 条 （略）	第 35 条～第 36 条 （略）

第 36 条 秘密の保持 当社がエージェントにより収集したデータは本サービス提供目的、および契約者のネットワークシステム改善検討・提案のため以外に利用しません。 <u>2</u> 当社が収集した<u>モニタリングデータ</u>は、検収完了後、破棄するものとします。	第 37 条 秘密の保持 当社がエージェントにより収集した<u>契約情報</u>やデータは本サービス提供目的、および契約者のネットワークシステム改善検討・提案のため以外に利用しません。 2 当社が収集した<u>データ</u>は、検収完了後、破棄するものとします。
第 36 条 3～6 項 (略)	第 37 条 3～6 項 (略)
第 37 条 <u>著作権等の帰属</u> 本サービス提供に<u>基づき</u>当社が契約者に貸与または提示する一切のソフトウェア等の<u>プログラム、ドキュメント（機能説明書、マニュアル等含む）</u>に関する著作権ならびにそれに含まれるノウハウ等すべての知的財産権は、当社または当社の指定する者に帰属するものとします。	第 38 条 <u>当社の知的財産権</u> 本サービスの提供に<u>関連して</u>当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「<u>プログラム等</u>」といいます。）に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定する者に帰属するものとします。<u>また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。</u>
<u>2 契約者は、前項の知的財産権を契約者の社内業務のためにのみ使用することとし、他の目的に使用してはならないものとします。なお、本サービス提供の終了に伴い、知的財産権の使用も終了するものとします。</u>	<u>削除</u>

<u>新規追加</u>	<u>2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。</u> (1) <u>本サービスの利用目的以外に使用しないこと。</u> (2) <u>複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと、</u> (3) <u>営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。</u> (4) <u>当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと</u> <u>本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。</u>
<u>新規追加</u>	<u>第 39 条 第三者への委託</u> <u>契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。</u> <u>2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第 30 条に定める範囲で責任を負うものとします。</u>
<u>新規追加</u>	<u>第 40 条 承諾の限界</u> <u>当社は、第 6 条(申込みと承諾)に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。</u>
第 39 条～第 45 条 (略)	第 41 条～第 47 条 (略)

新規追加

別紙 料金表

1. 本サービスにかかる利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において、次表に掲げる料金種別ごとの算定方法に基づき算出されるものとします。

料金種別	内容	単位	金額
基本料金	1の料金月において、その料金月の利用料金として適用します。	1エージェント(1ご契約番号)ごとに	8,0
工事費	その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月（以下、「初月」といいます。）において、エージェント配布等の初期設定の料金として適用します。	1エージェント(1ご契約番号)ごとに	2

注 1 日割り計算は行いません

注 2 工事費は基本料金と合算して請求する場合がございます

2. 当社が、契約者からのお申込みが次の各号に該当すると判断したときは、契約者は、1エージェント（1ご契約番号）分に限り、初月の基本料金および工事費の支払いを要しません。

(1) 当該契約者における初回お申込みの場合。

前号にかかわらず、既契約者における別部署からの初回お申込みの場合